

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十五号

#### 調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受験の手続) 第三条 (略) 一 (略)	(受験の手続) 第三条 (略) 一 (略) 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）第五十七条に規定する者又は法附 則第三項の規定により学校教育法第五十 七条に規定する者とみなされる者である ことを証する書類
二 (略)	三 (略)

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。